#### 食品衛生自主管理認証制度 都の区域外施設の認証要領

平成 21 年 3 月 31 日 20 福保健食第 3680 号 健康安全部長決定 最終改正 令和 5 年 6 月 30 日 5 福保健健第 600 号 健康安全部長決定

(目 的)

第1 この要領は、東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)第4の2に基づく東京都の区域外(以下「都外」という。)の施設に係る認証業務ついて定め、もって円滑な運用を行うことを目的とする。

(対 象)

- 第2 対象は、要綱別表第1に定める業種のうち法に基づく業種であって、東京都の区域内に流通させる食品の製造業及び処理業並びに都内に流通させる弁当を製造する飲食店営業とする。
- 2 1の他、東京都が福祉等の目的で設置した施設の給食施設を対象とする。

(手続き)

- 第3 要綱第6に基づく認証を受けようとする都外の食品関係営業者等は、要綱 第19に基づき東京都知事が指定した事業者(以下「指定審査事業者」という。) に事前に相談した後、申請する。
- 2 1の申請を受けた指定審査事業者は、当該施設に係る審査等の認証業務について要綱に定めるとおり実施する。
- 3 2により当該施設に係る認証をした指定審査事業者は、別紙1により知事に報告する。
- 4 知事は3の報告を受け、当該施設を所轄する自治体に対し、別紙2により情報提供する。

(その他)

第4 その他都外施設の認証に係る事項は、知事が定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

# 附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

# 附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

東京都知事殿

住 所

電話番号

法人の名称

代表者氏名

### 都外施設に対する認証について

東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱第4の2に基づく都の区域外の施設の食品 関係営業者等から同要綱第6に基づく認証申請があり、同要綱第23に基づく審査等を行 なった結果、下記について認証しましたので報告します。

記

- 1 認証した食品関係営業等の住所及び氏名
- 2 認証した施設の所在地
- 3 認証した施設の名称、屋号又は商号
- 4 認証した施設の業種及び認証区分

関係自治体 衛生主管部長 様

東京都保健医療局健康安全部長(公印)

#### 都外施設に対する認証について

東京都食品衛生自主管理認証制度実施要綱第6の申請に基づき、同要綱第4の2に定める都の区域外の施設に係る認証を行なった旨、東京都知事が指定した指定審査事業者から報告を受けましたので、下記のとおり、認証を受けた施設に係る事項について情報提供いたします。

記

- 1 認証を受けた食品関係営業等の住所及び氏名
- 2 認証を受けた施設の所在地
- 3 認証を受けた施設の名称、屋号又は商号
- 4 認証を受けた施設の業種及び認証区分